

# 令和4年2月定例総会議事録

日 時 令和4年2月17日（木） 午前9時33分～午前10時47分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 農地法第13条の規定による変更申出（除外）

第9号議案 農地法第13条の規定による変更申出（編入）

5. 閉 会

午前 9 時 33 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。

今回の南部、北部の現地調査、皆さん御承知のとおり、コロナ感染のため中止をさせていただきました。

また、南部、北部の調査会におきましては、事務局側に写真を提出していただき、それにより審議をしていただきました。本当に皆さん、御苦労さまでした。

なお、今回の総会はなかなか審議がしづらいという面もあろうかと思いますが、皆さんよろしく願いいたします。

先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 4 年 2 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 4 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 16 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 4 件、報告第 4 号 形状変更届 1 件。局長専決処分報告第 1 号 農地法第 5 条による届出 2 件。議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 10 件、第 2 号議案 買受適格証明願（耕作目的）1 件、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 5 件、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 13 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転 11 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定 40 件、第 7 号議案 非農地通知について 15 件、第 8 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（除外）6 件、第 9 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（編入）1 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、まん延防止措置期間中であることから、南北ともに中止しております。

また、調査会については、南部が 2 月 10 日、北部が 2 月 14 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、1 番

委員の北村タツ子委員、2番委員の宮崎委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求めた案件は、なかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページをお開きください。

#### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4

##### ○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書2ページから5ページまでをお開きください。

#### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～16

##### ○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から16番までの16件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

#### 報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4

##### ○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

**報告第4号 形状変更届**

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出**

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

1

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書9ページから11ページまでをお開きください。

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5・6・7・8・9・10

## ○会長

審議番号2番から10番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

審議番号2番は、使用貸借権の案件、審議番号9番を除く、3番から10番までの7件は、普通売買の案件、審議番号9番は、贈与の案件です。

審議番号3番から7番までの5件について、申請人は社会福祉法人を運営しており、障がい者の就労支援の農園として申請地を購入したく、申請されたものです。

委員から、売買価格が高額であるため、耕作目的で間違いないか確認したところ、事務局から、耕作目的であることを申請人に確認しており、高額な理由については法人が過去に農地を取得した際、この反当価格で取得したことを地元の地権者が知っているため、この金額になったと聞いている旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

## ○委員

先ほど北部調査会長から報告がございましたが、審議番号3番から7番まで、高額ということで10アール当たり5,000千円という価格で設定されておりますけれども、先ほど報告の中で、法人が過去に取得した事例を参考にしたということですが、法人が過去に取得した時は、そのまま農地として利用されたものなのか、それとも転用されたものなのかをお尋ねしたいと思います。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

過去に農地を取得した場合、転用の場合であっても耕作目的であっても5,000千円で取得をしてきているということで、このあたりの地権者は、申請人は農地を5,000千円でということで話が出回っているので、法人の理事会ではその金額で決定しているということで報告を受けました。

以上です。

**○会長**

はい、委員どうぞ。

**○委員**

転用の場合は、農地として取得するよりも高い値段がついているわけですよ。といいますのは、農地として取得する場合は、未来永劫に農作物を栽培できると。転用した場合はそれで終わりということで、おのずと高い値段がついておろうかと思えます。

そこで今回5,000千円ということで、審議番号4番の人、8,821㎡を売買されておりますけれども、この人の場合、単純計算ですけれども、単純に税金を計算してみますと8,360千円ほどかかるようになりますけれども、そのあたりのことについては、ある程度理解されているのかなということで質問したいと思えます。

**○会長**

事務局。

**○事務局**

今回、税金のことまでは代理人の方には確認しておりませんが、地権者側からすると、要は、転用しようが耕作目的で買おうが、農地は農地だから同じ金額で買ってくれという要望があって、施設側はこの金額で購入をしているということで聞いています。先ほどの税金についてまで理解されているかというのは確認を取っておりません。

以上です。

**○会長**

はい、委員どうぞ。

**○委員**

なかなか平坦部のところでも800千円ぐらいから1,000千円に満たないような価格で時価相場があつております。そうした中で5,000千円ということで、あまりにも何か異常な価格じゃないのかなと思われましたので御質問させていただきました。どうもありがとうございました。

**○会長**

先ほど事務局の方から農地ということで5,000千円で地元が周知しているというようなお答えが出ました。前回もそのような案件がございました。就労支援ということで、今後、農業の面で入所者の方にいろんな勉強を、いろんな農業体験をしてもらうような場として利用されると思いますので、しっかりと農地を使ってもらうという面で御理解していただきたいと思います。

今、事務局から説明がございました。委員、今の答えでよろしいですか。

**○委員**

はい、いいです。

**○会長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から10番までの9件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。

**第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）**

1

**○会長**

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約5町7反を耕作されており、願出地の近隣でも耕作されていることから、今般、経営規模を拡大したく願い出されたものです。

地元農業委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

1・2・3

**○会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「農業用倉庫」及び「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

審議番号1番について、申請人は農業を営んでいます。既存の農業用倉庫が手狭になったため、同じ場所に建替えをたく申請されたものです。

審議番号2番については、農業用倉庫の建替えにあたり、申請地に排水管を埋設したく、一時転用申請されたものです。

委員より、雨水排水について、北側水路へ放流するより、南側市道の側溝につなげることができなかつたのか確認したところ、事務局より、将来的には、申請地北側にも農業用倉庫を建設する計画があり、新設の排水管は、その際の排水経路としても利用するため、このような計画となっている旨の説明がありました。

また、委員より、申請地に雨水が溜まらないか確認したところ、事務局より、現在も申請地を農業用倉庫として利用されており、水が溜まるような問題はないと聞いている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号2番については、復元確約書も提出されていることから許可相当と判断しました。

審議番号1番の農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）の（a）。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（a）。

審議番号2番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、新たに実家の敷地内に住宅を建設するにあたり、申請地を自宅と実家の駐車場として

利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「農業用倉庫」及びそれに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4・5

#### ○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号4番及び5番の2件は、転用目的が「農家住宅」及び「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決としました。

審議番号4番について、申請人は、農業を営んでいますが、現在の農家住宅の老朽化に伴い、建て替えを計画したところ、現在の住宅は土砂災害警戒区域にあるため、申請地に農家住宅を建設したく申請されたものです。

また、審議番号5番は、農家住宅の建設に伴い、排水管を埋設する工事を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号5番については農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「高速自動車道のインターチェンジから概ね300m以内に存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のii。

許可基準も、ともに「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、転用目的が「農家住宅」及びそれに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可

することに決定しました。

次に、議案書15ページから17ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7・8

#### ○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「事務所兼用住宅」及び「駐車場」の案件で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決としました。

審議番号1番について、申請人は、機械販売業を営んでいますが、事務所兼用住宅の建設にあたり、申請地は県道沿いにあるため、適地と判断し、申請されたものです。

審議番号2番について、申請人は、事務所兼用住宅の建設に伴い駐車場の確保を計画したところ、申請地は、事務所兼用住宅に隣接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

委員より、東側市道の道路後退部分について確認したところ、事務局より、住宅に面する部分は、道路中心線から2mセットバックされている旨の説明がありました。

また、委員より、東側市道は、道路東側の農地の耕作のためにも利用されていることから、駐車場からの出入りの際には、譲り合って利用して欲しい旨の意見が出され、事務局から申請人に伝える旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準も、ともに「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定してお

ります。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

申請地は、近隣に教育施設があり、住環境が良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地東側の三叉路部分について確認したところ、事務局より、当該地は、南側道路と同様に市に帰属する計画である旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号5番及び6番の2件は、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

申請人は、車両整備事業を営んでいますが、車両の大型化が進み、既存の敷地では車両の保管場所が不足しているため、車両置場を拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、堤外地の海苔資材置場を移転する必要があるため、申請地を新たな海苔資材置場とシたく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は、近隣に学校や医療施設があり、住環境が良いため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「事務所兼用住宅」及び「駐車場」の案件で、一体的に造成されるものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

**○委員**

これは台帳地目が山林ということになっているんですが、おそらく現況地目が畑であるところで農業委員会の審議が必要ということになると思いますが、事務局にお尋ねしたいんですけど、この場合は、課税はどっちで課税されているか分かりますか。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

固定資産税のことだと思いますけれども、課税につきましては現況で課税をするということになっています。例えば、登記地目が農地でも、違反転用で建物が建っている場合は宅地として課税をされる場合がございます。ちょっとこの件がどういうふうに課税をされているかについては、資産税課の方に聞いてみないと分からないですけれども、今回は、地元の農業委員さんと一緒に現地の確認を行いまして、ここには農地性があると判断をしておりますので、農業委員会としても農地と判断しているところです。

以上です。

○会長

委員、今、事務局から説明がございましたがいかがでしょうか、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9・10・11・12・13

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番から13番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番は、転用目的が「車両置場」の案件で、申請人は、自動車販売業を営んでいますが、申請地を展示用の車両置場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、檀家数が120戸の寺院で、駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「資材置場」の案件で、申請人は造園業を営んでいますが、資材置場が手狭であるため、新たに資材置場を整備する計画をしたところ、申請地は事務所に隣接していることから、作業の効率化及び資材を管理するうえで適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、申請人は、産業廃棄物処理業や解体工事業の会社を営んでいます。事業拡大に伴い、会社の駐車場が手狭になったため、申請地を駐車場として整備して会社に貸し出したいと申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、製造業を営んでいます。駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備する計画をしたところ、申請地は事業所に近いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

#### ○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から10番までの10件：38,517㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この10件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から10番までの10件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

11

**○会長**

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号11番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号11番2,324㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページから27ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～22

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から22番までの22件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から22番までの22件

新規 3件： 17,049㎡

更新 19件： 86,396㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この22件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から22番までの22件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書27ページから31ページまでをお開きください。

**第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

23～40

○会長

審議番号23番から40番までの18件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号23番から40番までの18件

新規 8件： 47,406㎡

更新 10件： 33,592㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この18件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この18件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この18件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号23番から40番まで18件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書32ページから35ページまでをお開きください。

#### 第7号議案 非農地通知について

1～15

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から15番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から15番までの15件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この15件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この15件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から15番までの15件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書36ページをお開きください。

#### 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2

○会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「既存敷地の拡張」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人が所有する農業用倉庫の敷地が道路として収用されることになり、移転先を検討したところ、申出地に隣接する既存敷地もスペースが不足していることから、申出地は移転先として適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番の案件は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、土木業を営んでいますが、残土置場が不足しているため、敷地の拡張をしたく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この2件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページ及び37ページをお開きください。

**第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）**

3・4・5・6

**○会長**

審議番号3番から6番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号3番は、除外目的が「産業廃棄物処理施設の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、産業廃棄物処理施設を運営していますが、搬入量の増加に伴い、敷地が不足しているため、敷地の拡張を計画したところ、申出地は、既存敷地に隣接しているため、適地と判断し、申し出されたものです。

委員から、申出地北側の住民に対する、敷地拡張の説明について確認したところ、担当課が申出人に確認していなかったため、後日、担当課が確認したところ、施設に隣接している住民には説明を行っていたが、それ以外の住民にはこれから説明する予定であるとのことで

した。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号4番及び5番の2件は、除外目的が「分家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決としました。

審議番号4番について、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、市外に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申出地は、実家に近く、適地と判断し、申し出されたものです。

また、審議番号5番について、自宅に隣接する倉庫が手狭であるため、新たに農業用倉庫を整備したく、申し出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

審議番号4番の許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のc。

審議番号5番の許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、申出地一帯は、地形的な問題から安定したサービスを提供できない地域であり、携帯電話無線基地局の新設が必要であるため、申し出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号により、許可不要と決定しております。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、除外目的が「分家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成されるものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページをお開きください。

**第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）**

1

**○会長**

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和4年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時47分 閉会